

行政事業レビューシート ( 文部科学省 )

予算事業名	日本体育協会補助	事業開始年度	昭和32年度、昭和56年度	作成責任者		
担当部局庁	スポーツ・青少年局	担当課室	競技スポーツ課	競技スポーツ課長 声立 訓		
会計区分	一般会計	上位政策	我が国の国際競技力の向上			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) 第20条第3項	関係する計 画、通知等	スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、我が国、国民スポーツの統一組織である財団法人日本体育協会に対し、スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業、海外青少年スポーツ振興事業に必要な経費の一部を補助補助し、もって、我が国の体育・スポーツの振興に寄与する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	財団法人日本体育協会の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助する。 (1)スポーツ指導者養成事業:スポーツのより一層の振興を図るため、スポーツドクターやトレーナー等、資質の高い指導者の養成を行う。 (2)アジア地区スポーツ交流事業:韓国、中国とのスポーツ交流事業を行う。 (3)海外青少年スポーツ振興事業:アセアン及び東アジア諸国の青少年スポーツ指導員を対象に、我が国の青少年スポーツの現状と地域における青少年のスポーツ活動の実態等について研修会を行う。 補助率:定額					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度スポーツ指導者養成事業における指導者講習会受講者数:29,454名</li> <li>平成21年度アジア地区スポーツ交流事業における交流者数:3,493名</li> <li>平成21年度海外青少年スポーツ振興事業における研修会参加者数:14カ国・地域 28名</li> </ul>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	483	533	536	502	502
	執行額	483	533	536		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	620	725	691		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助及び日本オリンピック委員会補助並びに日本武道館補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助)交付要綱に基づき、財団法人日本体育協会から提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付決定を行っている。</li> <li>財団法人日本体育協会から提出される実績報告書により、事業内容や経費の執行について確認を行っている。また、経費については、実績報告書に添付される証拠書類(収支簿、見積書、納品書、請求書等)により、適切な執行がなされているか検査するとともに、事業の内容、目的との整合性について確認を行っている。</li> </ul>				
	見直しの 余地	指導者の育成は、我が国の生涯スポーツ社会の実現には必要不可欠であり、日本体育協会は各県の団体と連携して、年齢や技術・技能レベルなどによって異なる国民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見直しを行うとともに、受講科目、受講形態の弾力化をさらに推進することなどが必要。				
予算   監   視 の ・ 所   効   率   化	<p>1. 事業評価の観点: この事業は、我が国の体育・スポーツの振興に寄与することを目的に、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、財団法人日本体育協会が行う事業(スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業、海外青少年スポーツ振興事業)に必要な経費の一部を補助する長期継続事業であり、事業の必要性等の観点からも検証を行っている。</p> <p>2. 所 見: ①「事業仕分け第1弾」の指摘や事業仕分け第2弾の評価結果に基づく公益法人の事業の横断的見直し及び長期継続事業であることを踏まえて、政策目的の緊急性、政策目的達成手段としての妥当性の観点から見直しを行うことにより、予算を縮減すべきである。</p>					
補   記	<p>※23年度要求においては、スポーツリーダー養成講習会に係る経費を補助対象外とすることにより縮減する一方で、「スポーツ立国戦略[平成22年8月26日策定]」において、成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人、成人の週3回以上のスポーツ実施率を3人に1人とすることを目指していることから、より専門的な指導者である「指導員」の養成が急務であるため、指導員養成講習会に係る経費を新たに補助対象としたことにより、対前年度比同額となっている。</p> <p>【スポーツ振興法】 第20条第3項 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。</p>					

文部科学省  
536百万円

財団法人日本体育協会の実施するスポーツ指導者養成事業、アジア地区スポーツ交流事業及び海外青少年スポーツ振興事業に必要な経費の一部を補助する。



【補助】

A. 財団法人日本体育協会  
536百万円

スポーツ指導者養成事業、アジア地区スポーツ交流事業及び海外青少年スポーツ振興事業を実施。

A.財団法人日本体育協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	講師謝金、通訳謝金、翻訳謝金等	103			
借損料	会場借上、バス借上、機材借上等	101			
渡航費	派遣渡航費	86			
旅費	講師旅費、通訳旅費・宿泊費等	86			
滞在費	受入旅費・宿泊費	70			
その他	事務用消耗品、医薬品、ガイドブック・プログラム・報告書作成、事務連絡等郵券代等	57			
雑役務費	看板作成、会場設営等	33			
計		536	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)